本訴：令和４年（ワ）第８２９６号

反　　訴　　状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年０５月２０日

東京地方裁判所民事第１９部　御中

　　　　　　　　原告　　　　　　　　　　　　　　　　　孫　　樹斌　印

　　〒１３６－００７３　東京都江東区北砂５丁目２０番１０－６０９号

（送達場所）

電　話　０８０－４６５８－１５１８

　　 原　　　　　　　　告　　　孫　　樹斌（そん　じゅひん）

　　〒１４１－００３１　東京都品川区西五反田２丁目２８番５号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　大宇宙ジャパン株式会社

上記代表者代表取締役　　中山　国慶

　　〒１７０－００１３　東京都豊島区東池袋1丁目３０番１２号

城北自動車会館６階　池袋総合法律事務所（送達場所）

電話　03-3980-9190　FAX　03-3984-2484

　　　　　　　　被告訴訟代理人弁護士　　鶴森　雄二

地位確認など請求事件

請求の賠償金額　金六千万円（￥６０００万円）

# 請求の趣旨

# 地位確認

## 反訴原告（本訴被告）は　反訴被告（本訴原告）に対し、雇用契約上の権力を有する地位にあることを確認する。

## 上記１と共に、反訴被告は　反訴原告に対し、２０２１年９月から、本判決確定の日まで、毎月末日限り、それぞれ金四十一万六千六百六十七円（￥４１６，６６７円）及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年６％の割合による金員を支払え。

# 慰謝料、損害賠償

## 上記第1の１と共に、反訴被告は、その従業員、代理人弁護士をして、原告に対する、原告が精神的苦痛を受ける言動、虚偽告訴、名誉毀損、信用棄損などをさせない措置を講ぜよ。原告が受ける長時間な精神的損害に対する賠償は慰謝料金五千万円（￥５０００万円）である。

## 上記第1の１と共に、反訴被告は、反訴原告に対する、原告が長時間訴訟を受ける就職できず、長時間な健康損害に対する賠償は２０２１年９月1日から本判決確定の日まで、毎日金五千円（￥５０００円）を支払え。

## 上記第1の１と共に、反訴被告は、反訴原告に対する、原告が長時間訴訟を受ける就職できず、現金も不足し、受ける独立行政法人都市再生機構の訴訟に対する賠償は２０２１年９月1日から、本判決確定の日まで、毎月末日限り、それぞれ金二十万円（￥２０万円、住居の各種費用、支払手数料と遅延利息なども含め）及びこれらに対する各支払日（当月の２５日）の翌日から支払い済みまで年（３６５日当たり）１４．５６％の割合による金員を支払え。

## 上記第1の１と共に、反訴被告は　反訴原告に対し、２０２１年９月1日から、本判決確定の日まで、　発生する医療費用を　全て賠償する。

## 上記第1の１と共に、「令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件」の申立、及び関連の抗告、特別抗告を通じて、訴訟関連の各種費用は　全て反訴被告の負担とする。

# 名誉回復

## 上記第1の１と共に、反訴被告は「朝日新聞」「読売新聞」「日本経済新聞」に文章を登載し、本訴訟の事件経緯を説明し、反省し、反訴原告の名誉を回復する。

# 物件損害

## 反訴被告は　反訴原告の貸出UR住宅のドア傷を　修復し、UR住宅管理者に説明する。

# 犯罪の予防

## 反訴被告のその従業員、訴訟代理人弁護士たちの虚偽告訴【刑法第百七十二条】、名誉毀損【刑法第二百三十条】、信用毀損【刑法第二百三十三条】の事実を書類送検する。

# 本件の訴訟費用は反訴被告の負担とする。

# 仮執行宣言

との判決を求める。

# 請求の原因

# 地位確認

## 労働契約

### 社長の「解除権の行使」

社長は　会社の代表として　解雇・退職について　２０２２年５月１日まで　一回連絡しなかった。

会社は　２０２２年５月１日まで　社長さんの「解除権の行使」の承認記録と　会社印鑑使用の承認記録を提示しなかった。

【民法第五百四十条（解除権の行使）】により　原告は　会社の「正社員」の地位である。原告は　パソコンと社員証を返却することが　必要しない。

【甲４の１５「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の１】

【甲４の１７「特別抗告申立書」の「第２　申立ての理由」の２】

２０２１年１２月6日反訴原告は　はっきり　東京地方裁判所第３３部裁判官に　「会社は　地方裁判所に無事実理由の申立書を提出した。」を話した。更に　品川労働基準監督署石塚監督官の電話録音を　裁判官、会社の弁護士に放送した。録音に　石塚監督官は　「会社へ行きました。会社側は　“解雇の件は社長に承認されました。”を話したが　詳しい記録は　提示しません。」を話した。

【甲２】【録音あり】

### 解雇理由

【労働契約法第十六条（解雇）】により　会社は　解雇理由証明書など証拠の内容を　証明する義務がある、合理的なり理由がない場合　解雇は　無効とする。

【甲３】【甲４の１２「答弁書補充」第５の６　原告の訴訟理由の証拠】

### 退職手続き

原告は　今まで　退職手続きも　サインしなかった。

原告は　２０２１年８月２６日から　何回　品川労働基準監督署へ行って　労働基準監督官と相談した。

### 内部告発

【公益通報者保護法第三条（解雇の無効）】三により　会社の解雇行為は　違法になった。

【甲３の２】【甲３の５】【甲３の１１】

【甲４の１２「答弁書」第５の２公益通報者保護法第三条】

## 会社から支給する動産

会社は　全体社員にパソコンと社員証を支給している。

# 人権侵犯

## 虚偽告訴

会社が提出した「解雇理由証明書」「解雇までの経緯と解雇後の行動」「陳述書」は　ほとんど　無事実な嘘である。

【甲３の１７解雇理由証明書】

【甲４の８解雇までの経緯と解雇後の行動】【甲４の１１陳述書】

【労働契約法第十六条（解雇）】により　２０２１年１１月１７日　東京地方裁判所第９部裁判官に　「会社は　証拠・証人を裁判に提出することが必要する。」を請求した。東京地方裁判所民事第９部の裁判官は　反訴被告の代理人弁護士に　「何日、だれ　何の事など詳しい証拠を提出する」を口頭で命令した。

【甲４の６東京地方裁判所民事第９部の通知書】

【弁護士法第一条（弁護士の使命）】により「弁護士は、基本的人権を擁護し、誠実にその職務を行い」。けれども　反訴被告は　今まで　ずっと　裁判所に何も提出しなかった。

【甲５の１】【甲５の２】【甲５の３】

【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】により　当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。

【刑法第百七十二条（虚偽告訴等）】により　反訴被告は　無事実の理由で　解雇処分を受けさせる事実なので　虚偽告訴に抵触した。

【甲４の１２「答弁書補充」第５の６　原告の訴訟理由の証拠】

## 名誉毀損、信用毀損

裁判所に無事実な申立書を提出することは　　もう【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】を違反した。

個人の名誉、社会信用は人権である。【憲法第十一条】「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」により、会社の無事実提訴は　酷い違法行為である。

【甲２の４「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の３】

# 物件損害

裁判官は　証拠と証人を無視して　不公正の裁判決定を決める、さらに強制な執行する。

ドアを解錠する時　暴力団のような執行は　最悪である。

【甲１の２】【甲４の１３執行調書（中止）】【甲４の１４執行不能調書】

# 賠償の請求

## 精神的苦痛の賠償

上記の第１、第2と通り、反訴被告の以下の違法行為について　【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　各金一千万円（￥１０００万円）賠償を請求する。

* 【憲法第十一条】
* 【公益通報者保護法第三条（解雇の無効）】三
* 【民法第五百四十条（解除権の行使）】、【労働契約法第十六条（解雇）】
* 【刑法第百七十二条（虚偽告訴等）】【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】
* 【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】

## 健康損害の賠償

反訴原告が長時間訴訟を受ける、ずっと就職できず、節約のために　野菜、肉など　大幅に減少し　できるだけ　最低の生活費で　続いている。もう　長時間な栄養不良状態になった。

東京の生活消費レベル、円安などを考えて、【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　反訴被告に　毎日５０００円の健康損害賠償を請求する。

## 独立行政法人都市再生機構の訴訟の賠償

反訴原告が長時間訴訟を受ける、ずっと就職できず、節約のために　もる　できるだけ　家賃を支払ったが、２０２２年1月から　生活の確報のために　家賃の支払いはもう　できない。

独立行政法人都市再生機構の訴状と通り　訴訟の価格と不確定の手続き手数料、遅延利息、賠償などを考えて　【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　反訴被告に　月２０万円賠償を請求する。

【甲１の１独立行政法人都市再生機構の訴状】

## 医療費用

反訴被告は　反訴原告の健康保険の資格喪失を手続きた。２０２１年9月1日から　健康保険がない状況を続いている。

【甲１の３健康保険証の返却のお願い】

本判決確定の日まで　訴訟影響なので　まだ　就職できない。ですから　【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　本判決確定の日まで　発生する医療費用は　すべて　賠償を請求する。

# 名誉回復

反訴原告は　反訴被告の虚偽告訴、名誉毀損、信用毀損など不法行為を受けたなので、【民法第七百二十三条（名誉毀損における原状回復）】により　社会に事件経緯を説明する名誉回復を請求する。

# 犯罪の予防

反訴原告の被害のような事件を再度発生されないために　反訴被告の【刑法第百七十二条（虚偽告訴等）】、【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】など不法行為を調査し、書類送検を請求する。

# 結論

上記のとおりであるから、反訴被告の解雇処分は，法律の根拠がない。

反訴原告は　雇用契約上の権利あり、未支払賃金と慰謝料を請求する。

# 附属書類

１　訴状副本 １通

２　証拠説明書 １通

３　甲号証（写し） 各１通

録音ファイルのダウンロード　https://tci-cn.github.io/